平成２２年（フ）第８５号
北海道帯広市大空町１丁目１番地２
債務者　中河内　司
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
北海道帯広市依田町40番地１
債務者　川原千賀子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第９７号
北海道帯広市東13条南４丁目１番地29
債務者　葭本　淳也
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第９８号
北海道帯広市東13条南４丁目１番地29
債務者　葭本ゆかり
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１０１号
北海道帯広市南町東３条７丁目４番地１
債務者　池田冨美子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１０４号
北海道帯広市西16条南５丁目31番12号
債務者　白川　初子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
北海道広尾郡大樹町栄通15番地
債務者　山本　正史
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
北海道帯広市西13条南13丁目１番地39　春日ハイツＡ－１
債務者　角田　和美
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２２年（フ）第１１４号
北海道帯広市緑ケ丘東通東27番地　緑央団地101号
債務者　菅井　浩子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２１年（フ）第３６５９号
横浜市旭区本村町35番地２　ハイツ内田Ａ202
債務者　小林けさ子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９１７号
横浜市鶴見区馬場４丁目29番16号
債務者　片岡　綾子
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７０号
神奈川県藤沢市本藤沢２丁目17番４号　エミネンス石名坂201
債務者　吉田　善哉
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７１号
神奈川県藤沢市本藤沢２丁目17番４号　エミネンス石名坂201
債務者　吉田　恵子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０７５号
横浜市泉区和泉町5311番地　アーバンライフ泉Ａ203
債務者　飯尾　直樹
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３７号
秋田県湯沢市三梨町字百目木78番地１
債務者　加藤　貴宏
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月15日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

破産手続終結

平成２０年（フ）第１１３０号
熊本県八代市二見赤松町1715番地
破産者　有限会社東生産業
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
熊本地方裁判所民事第１部